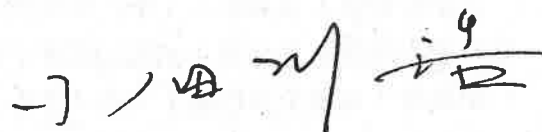


つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市条例第 10 号

つくばみらい市都市計画税条例の一部を改正する条例

つくばみらい市都市計画税条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改める。

附則第 17 項中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「附則第 6 項及び第 8 項」を「附則第 7 項及び第 9 項」に、「附則第 6 項及び第 9 項」を「附則第 7 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項、第 9 項及び第 10 項」を「附則第 8 項、第 10 項及び第 11 項」に、「附則第 9 項から第 11 項まで」を「附則第 10 項から第 12 項まで」に、「附則第 11 項の「農地」を「附則第 12 項の「農地」に、「附則第 11 項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 13 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とし、附則第 13 項を附則第 14 項とし、附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項中「附則第 6 項」を「附則第 7 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあ

つては、1.00分の2.5)」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

5 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第18項を附則第19項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のつくばみらい市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。